

川崎南地域産業保健センターからのお知らせ

50人未満事業場の皆さんへ保健サービスを無料で提供しております

◆ 提供する保健サービス ◆

- 1 定期健康診断実施後の就業区分判定を受けたいけど(意見聴取)…安衛法第66条の4
- 2 長時間労働該当者の面接指導の実施したいけど……安衛法第66条の8,9
- 3 定期健康診断結果の保健指導を受けたいけど……安衛法第66条の7
- 4 心が少し疲れているので相談したいけど(メンタルヘルス)
- 5 現在診療しているが仕事との両立について相談したい
- 6 高ストレスを抱えているので相談したい……安衛法第66条の10

電話：044-200-0668 FAX：044-742-6275

■ 開催方法

下記の定期窓口をご利用いただくか、事業場に医師を派遣します。

就業区分判定(意見聴取) (上記1, 2, 3, 5項対象) 窓口開催時間(基本) 13時30分～15時					長時間労働 メンタルヘルス 高ストレス者面談 (上記2, 4, 6項対象)	
5月	17日(※)	24日(※)	31日(※)		5月18日	(木) 14:00～15:30
6月	8日(※)	21日(※)	29日(※)		6月15日	(木) 14:00～15:30
7月	6日(※)	12日(※)	20日(※)	26日(※)	7月27日	(木) 15:30～17:20
8月	3日(※)	9日(※)	24日(※)	30日(※)	8月17日	(木) 14:00～15:30
9月	13日(※)	14日(※)	20日(※)	27日(※)	9月21日	(木) 14:00～15:30
10月	5日(※)	12日(※)	19日(※)		10月26日	(木) 15:30～17:20
11月	9日(※)	15日(※)	22日(※)	30日(※)	11月16日	(木) 14:00～15:30
12月	7日(※)	13日(※)	20日(※)		12月14日	(木) 14:00～15:30
1月	11日(※)	18日(※)	24日(※)		1月25日	(木) 15:30～17:20
2月	1日(※)	7日(※)	14日(※)	22日(※)	2月15日	(木) 14:00～15:30
3月	8日(※)	14日(※)	29日(※)		3月15日	(木) 14:00～15:30

■ 保健指導

意見聴取の結果、産業医が保健指導を勧奨した者

健康について生活習慣の改善などを希望する個人・団体などへ保健師が相談に当たります。